⑿　次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

１）基盤整備工事（共同申込みの場合は、共同企業体の代表者から配置できること。）

①　次のイまたはロのいずれかの経験を有すること。

イ　次の(ｲ)または(ﾛ)のいずれかの経験を有すること。

(ｲ)　上記⑾に掲げる同種工事１の契約時点で、一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。かつ、同種工事１の実績の経験を有する者であること。ただし、次の(i)に掲げる基準を満たさない場合は、同種工事実績の経験とはみなさない。

(i)　対象建築物の工事着工から竣工までの１／２以上の期間に従事していること。

(ﾛ)　現場代理人として、上記⑾に掲げる同種工事１の実績の経験を有する者であること。ただし、次の(i)に掲げる基準を満たさない場合は、同種工事実績の経験とはみなさない。

(i)　対象建築物の工事着工から竣工までの１／２以上の期間に従事していること。

ロ　次の(ｲ)及び(ﾛ)を満たす経験を有すること。

(ｲ)　１級土木施工管理技士の資格を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

(ﾛ)　担当技術者（１級土木施工管理技士の有資格者）以上の技術者として、上記⑾に掲げる同種工事２の経験を有する者であること。ただし、次の(i)に掲げる基準を満たさない場合は、同種工事実績の経験とはみなさない。

(i)　従事期間が、同種工事２の実施期間が１年未満の場合は施工期間の半分以上、実施期間が１年以上の場合は６か月以上あること。

②　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書及び資料の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

２）建設工事（共同申込みの場合は、共同企業体の代表者から配置できること。）

①　次のイの経験を有すること。

イ　次の(ｲ)または(ﾛ)のいずれかの経験を有すること。

(ｲ)　上記⑾に掲げる同種工事１の契約時点で、一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。かつ、同種工事１の実績の経験を有する者であること。ただし、次の(i)に掲げる基準を満たさない場合は、同種工事実績の経験とはみなさない。

(i)　対象建築物の工事着工から竣工までの１／２以上の期間に従事していること。

(ﾛ)　現場代理人として、上記⑾に掲げる同種工事１の実績の経験を有する者であること。ただし、次の(i)に掲げる基準を満たさない場合は、同種工事実績の経験とはみなさない。

(i)　対象建築物の工事着工から竣工までの１／２以上の期間に従事していること。

②　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書及び資料の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⒀　専任特例２号の配置を行う場合においては、以下の兼務要件をすべて満たすこと。《兼務要件》※監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象外

①　監理技術者補佐の要件（建設業法施行令第28条に規定の、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者、又は１級施工管理技士等の国家資格者、若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者）を満たす技術者を本工事に専任で配置すること。

②　兼務する工事は、２を超えないこと。

③　専任特例２号が兼務する他の工事と本工事の距離が直線距離で10㎞程度であること。

④　専任特例２号及び監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（配置の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

⑤　専任特例２号と監理技術者補佐は常に連絡が取れる体制を確立すること。

⑥　専任特例２号は監理技術者補佐の補助を受け、監理技術者が行うべき職務（安全管理、品質管理、工程管理、施工における主要な会議への参加、現場巡回、主要な工程立ち合い等）を適切に実施するとともに、監理技術者補佐を適切に指導すること。

⑦　兼務する工事の発注者が、専任特例２号の配置を認めている工事であること。

⒁　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

①　会社としての「契約不適合処理体制」が整備されていること。

②　施工に当たって、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

③　構造上主要な部分（柱、梁または耐震壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、（一社）プレハブ建築協会の「ＰＣ部材品質認定規程」に基づき、認定を受けた工場で製造されたものとする。

⒂　当機構東日本地区で発注した工事種別「建築」において調査基準価格を下回った価格をもって令和６年４月１日以降に工事を契約し、工事成績評定が68点未満（工期末が令和６年10月１日以降の工事については、70点未満とする）である者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）については、次の条件を満たしていること。

①　当機構東日本地区で発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、申請書及び資料の提出期限において低入札価格調査中の者でないこと。

②　当機構東日本地区で発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、申請書及び資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⒃　低入札価格調査対象となった場合には、上記⑿に掲げる全ての基準を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

⒄　次に定めるいずれかの届出の義務があり、当該業務を履行していない建設業者でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⒅　当該建築物に係る設計計画が適正であること。（共同申込みの場合は、共同企業体として設計計画が適正であること。）

⒆　エレベーターの供用開始後に保守管理業務を実施する者（以下「保守管理会社」という。）は、次の要件を満たすこと。

①　保守管理会社は、「昇降機保守管理契約書」及び「昇降機保守管理業務仕様書」（以下「保守管理業務仕様書等」という。）に基づく保守管理業務が実施可能な体制を工事完成までに有する者であること。

②　保守管理会社は、技術者の派遣及び交換用部品の調達等24時間出動可能な体制を確立するものとし、故障時等の緊急時には原則として通報を受けてから30分以内（ただし、広域災害の場合は除く）に現地に到着させて最善の手段で対処し、可能な限り速やかに復旧措置を講じる体制を工事完了までに有すること。

③　保守管理会社は、当機構エレベーター仕様書で規定する「自動通報システム」を有していること。